

令和5年8月定例教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年8月18日(金) 開 会 午後3時30分
閉 会 午後4時25分
- 2 場 所 下諏訪総合文化センター 講習室
- 3 出 席 者 松崎泉教育長、網野美秀教育長職務代理者
瀬切陽一教育委員、木村一恵教育委員、荻久保メイ子教育委員
- 4 事務局(説明員)
北澤勝己教育こども課長
平澤暁俊教育総務係長、亀割英人子育て支援係長、平林美香図書館長、
田中慎太郎健康サポート係長、藤森亮馬教育総務係主査

令和5年8月定例教育委員会 次 第

令和5年8月18日(金)

下諏訪総合文化センター2階 講習室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告
- 4 付議事項
 - (1) 議案第41号 令和5年度下諏訪町一般会計補正予算(第5号)について
 - (2) 議案第42号 下諏訪町保育所条例等の一部を改正する条例について
 - (3) 議案第43号 下諏訪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - (4) 議案第44号 下諏訪町保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (5) 議案第45号 下諏訪町保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則について
 - (6) 議案第46号 下諏訪町公立保育所長時間保育及び預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について
 - (7) 議案第47号 下諏訪町子育て世帯生活支援特別給付金(低所得世帯分)支給事業実施要綱の制定について
 - (8) 議案第48号 下諏訪町子育てのための施設等利用給付の認定の手続きに関する規則の一部を改正する規則について
- 5 報告事項
 - (1) 専決処分の報告について
 - (2) その他
- 6 そ の 他
- 7 閉 会

【会議録】 議事の内容

1 開 会 松崎教育長

2 会議録署名委員の指名 網野美秀教育長職務代理、木村一恵教育委員

3 教育長報告

- 1 (火) ○お舟祭り 遷座祭（お舟曳行あり）今年は富士見地区が御頭郷
- 2 (水) ○広島平和体験研修出発の会；下諏訪駅 引率は竹内、牛山先生、小林主任。
- 3 (木) ○南知多町交流が実現。赤砂崎公園にて歓迎セレモニー～町歩きに出発。
- 4 (金) ○いずみ湖キャンプ場にて交流お別れの会。
- 5 (土) ○少年野球開会式；諏訪湖スタジアム 36 チームが入場行進
- 6 (日) ○町民選手権水泳競技大会兼学童泳力テスト；南小プール
- 7 (月) ○小中学校閉庁（16日まで）

【以下予定】

- 15 (火) ○広島平和体験研修報告
○戦没者追悼式；町長、副町長、議長、教育長、職務代理、教育委員等出席
- 18 (金) ○ラジオ体操優良団体表彰状授与式
○定例教育委員会
- 20 (日) ○寺川綾さん講演会・水泳教室
- 23 (水) ○町内4小中学校 2学期始業式
- 27 (日) ○総合防災訓練；第2回会議室にて図上訓練、体育館にて避難所開設訓練
○下諏訪ギネスにチャレンジ
- 28 (月) ○県・市町村教委連絡協議会～代議員会②
- 29 (火) ○9月議会本会議（開会）
○統計グラフコンクール審査会

質疑なしー了承

4 付議事項

(1) 議案第41号 令和5年度下諏訪町一般会計補正予算（第5号）について
〈北澤課長〉説明

それでは私の方から、議案第41号令和5年度下諏訪町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。資料は7ページをお願いいたします。こちらの歳出になりますが、10款・1項・3目・基金活用事業費、24節・積立金の21万4千円は、12件のふるさとまちづくり寄附金を賜りましたので、こども未来基金へ積み立ていたします。なお、年度末における「こども未来基金」の残高は、2,100万789円となる見込みです。以上です。

質疑なしー承認

(2) 議案第42号 下諏訪町保育所条例等の一部を改正する条例について
〈北澤課長〉説明

それでは続きまして、議案第42号下諏訪町保育所条例等の一部を改正する条例についてご

説明いたします。資料は 8 ページをお願いいたします。

こちらの改正の要旨としましては、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める、第 19 条 第 2 項が削られることに伴い、同法 第 19 条は 1 項建てとなるため、これを引用していた、第 1 条、第 2 条、第 4 条で掲げる各条例で文言の整備を行っております。また、第 2 条、第 3 条で掲げる各条例では、上位法である国の基準において主務大臣の変更に伴い文言の整備を行いました。

次に、内容についてご説明申し上げます。資料の 9 ページをお願いします。

最初に第 1 条ですが、こちらは「下諏訪町保育所条例」の一部改正について、子ども・子育て支援法 第 4 条 第 1 項中、「法第 19 条 第 1 項 第 2 号」を「法第 19 条 第 2 号」に改めるものとなります。

つぎに第 2 条ですが、こちらは「下諏訪町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正について定めております。こちら先程ご説明いたしました子ども・子育て支援法 第 19 条 第 2 項が削られることに伴う改正を、第 5 条 第 2 項ただし書きから第 53 条 第 3 項まで広く改正しております。また第 16 条 第 1 項 第 4 号及び第 45 条中において、主務大臣の変更に伴う改正により、それぞれ「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めております。

第 3 条につきましては、「下諏訪町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正について定めております。こちらは第 27 条中において、主務大臣の変更に伴う改正により、それぞれ「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めております。

第 4 条では、「下諏訪町保育の必要性の認定基準等を定める条例」の一部改正について定めております。こちらは子ども・子育て支援法第 19 条 第 2 項が削られることに伴う改正で第 3 条中「法第 19 条 第 1 項 第 2 号」を「法第 19 条 第 2 号」に、「同項 第 3 号」を「同条 第 3 号」に改めています。

なお、施行につきましては、国の法律等は令和 5 年 4 月 1 日となりますが、町の事務遂行上では文言の整備のみであることから、問題はありませんので、公布の日から施行するものとします。説明は以上となります。

質疑なし承認

(3) 議案第 43 号 下諏訪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

〈北澤課長〉説明

それでは続きまして、議案第 43 号下諏訪町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料は 28 ページをお願いいたします。この条例は、令和 5 年 4 月 12 日付け子ども家庭庁育成局長通知「放課後児童健全育成事業の実施について」による「放課後児童健全育成事業実施要綱」の改正により、都道府県ほか指定都市及び中核市でも行えるとされた「放課後児童支援員認定資格研修」を修了した者とする放課後児童支援員の資格要件について、一定期間内に研修を修了することを予定している者も放課後児童支援員とみなすことができるとされたことに伴い、同内容の規定を追加する一部改正を行いました。

改正の趣旨としましては、これまで放課後児童支援員は、都道府県知事等が実施する放課

後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありましたが、改正後は放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者も含むと改正されたものとなります。

つぎに、改正箇所についてご説明申し上げます。資料の30ページの新旧対照表をご覧ください。第10条第3項中、これまで放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を終了したものとしておりましたが、今回の改正で、都道府県知事に加え、地方自治法で定める指定都市若しくは中核市の長が行う研修を終了したものと改めております。

また、附則として、職員の経過措置として規定する第2項中、「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に改めるとともに、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」と改めました。

なお、施行につきましては、国の要綱では令和5年4月1日から適用されていますが、対象が都道府県、指定都市、中核市であることから、町の事務遂行上では影響がありませんので、公布の日から施行するものとします。

質疑なしー承認

(4) 議案第44号 下諏訪町保育所条例施行規則の一部を改正する規則について 〈北澤課長〉説明

それでは続きまして、議案第44号下諏訪町保育所条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。最初に改正の内容と要旨について、ご説明申し上げます。

この規則は先の付議案件、下諏訪町保育所条例等の一部を改正する条例でご説明させていただきましたとおり、厚生労働省を中心として実施されていた子ども・子育ての諸施策を、強い司令塔機能により強力に進めていくため、内閣府の外局として「こども家庭庁」が創設されたことに伴い、関係法令が改正されたことを受け、当該法令に基づく関係条例中の引用条項を改める一部改正を行ったものでございます。

改正の要旨としては、子ども・子育て支援法中、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削られることに伴い、同法第19条は1項のみの条となるため、これを引用していた、箇所の文言の整備を行っております。

つぎに改正箇所について、ご説明申し上げます。34ページの新旧対照表をご覧ください。

第4条第1項第1号においては「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同じく第2号では「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改めております。また同条第2項では「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改め、別表第2備考第8項第3号の表中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改めております。

なお、施行につきましては、国の法律等は令和5年4月1日となりますが、文言の整理のみであることから、町の事務遂行上では問題はありませぬので、公布の日から施行するものとします。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(5) 議案第 45 号 下諏訪町保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則について

〈北澤課長〉説明

それでは、議案第 45 号下諏訪町保育の必要性の認定基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料は 36 ページをお願いいたします。

こちらの規則につきましても、内閣府の外局として「こども家庭庁」が創設されたことに伴い、関係法令が改正されたことを受け、当該法令に基づく関係条例中の引用条項を改める一部改正を行いました。

改正の要旨としては、こちらの規則についても、子ども・子育て支援法中、「内閣総理大臣」と「厚生労働大臣」の協議について定める第 19 条 第 2 項が削られることに伴い、これを引用していた箇所の文言の整備を行っております。

改正箇所についてご説明申し上げます。38 ページの新旧対照表をご覧ください。こちらは第 8 条中「法第 19 条 第 1 項 第 2 号」を「法第 19 条 第 2 号」に改めております。

なお、施行につきましては、町の事務遂行上では問題はありませんので、公布の日から施行するものとします。

質疑なしー承認

(6) 議案第 46 号 下諏訪町公立保育所長時間保育及び預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱について

〈北澤課長〉説明

議案第 46 号下諏訪町公立保育所長時間保育及び預かり保育実施要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。資料は 39 ページをお願いいたします。

こちらの要綱につきましても、内閣府の外局として「こども家庭庁」が創設されたことに伴い、関係法令が改正されたことを受け、当該法令に基づく関係条例中の引用条項を改める一部改正を行いました。

改正の要旨としましては、こちらの要綱についても、子ども・子育て支援法中、「内閣総理大臣」と「厚生労働大臣」の協議について定める第 19 条 第 2 項が削られることに伴い、これを引用していた、箇所の文言の整備を行っております。

つぎに改正箇所についてご説明申し上げます。41 ページの新旧対照表をご覧ください。

別表第 1 中「法第 19 条 第 1 項 第 2 号」を「法第 19 条 第 2 号」に、「法第 19 条 第 1 項 第 3 号」を「法第 19 条 第 3 号」に改めております。

なお、施行につきましても、町の事務遂行上では問題はありませんので、公布の日から施行するものとします。

質疑なしー承認

(7) 議案第 47 号 下諏訪町子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）支給事業実施要綱の制定について

〈北澤課長〉説明

それでは、議案第 47 号下諏訪町子育て世帯生活支援特別給付金（低所得世帯分）支給事業実施要綱の制定についてご説明いたします。資料は 7 ページをお願いいたします。

最初に制定の内容と要旨について、ご説明申し上げます。この事業は、長野県の施策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、特に家計への影響が大きい子育て世帯の市町村民税所得割非課税等である養育者に対して、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童一人当たり3万円の特別給付金を支給するものであります。

つぎに、要綱についてご説明いたします。

第1条では、先ほどご説明いたしましたこの要綱の「目的」を定めております。

第2条では、この要綱で定める「用語の定義」を定めております。

第3条では、この要綱で定める給付金の「支給対象となる者」を定めております。支給対象者は、対象児童を養育する者であって、つぎの第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する所得要件のいずれかに該当する者としております。第1号に規定する養育要件では、「ア」から「カ」までの6つの要件を示しております。

「ア」の児童手当受給者と、「イ」の特別児童扶養手当受給者とは、令和5年4月分のそれぞれの手当を受給した者。「ウ」の新規児童手当受給者と、「エ」の新規特別児童扶養手当受給者とは、令和5年5月から令和6年3月までのいずれかの月のそれぞれの手当の受給資格の認定を受けた者。「オ」のその他対象児童の養育者とは、いわゆる高校生世代の児童を養育する者。「カ」の政令で定める額以上の収入がある養育者とは、児童手当を受給していないが、中学3年生以下の児童を養育する者としております。

また、第2号に規定する所得要件では「ア」「イ」と、2つの要件を示しています。

「ア」の令和5年度分の市町村民税所得割が非課税である者。

「イ」では令和5年1月以降の家計急変者としております。

この家計急変者とは、1年間の収入見込額が、市町村民税所得割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者としております。

第4条第1項では、給付金の支給額は対象児童1人につき、3万円としております。

同条第2項では、給付金の対象児童は、平成17年4月2日から令和6年2月29日までの間に出生した児童としております。

同条第3項では、現在、「国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給が行われていますが、こちらの給付金の対象児童として、給付金が支給されている場合は、今回の給付金の対象児童からは除かれるものとしております。

同条第4項及び第5項では、児童の養育者が児童手当と特別児童扶養手当で異なる場合は、その児童は児童手当受給者に係る対象児童としており、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童からは除かれるものとしております。

第5条では、支給対象者の範囲を定めております。

第6条では、本給付金はプッシュ式、いわゆる支給対象者からの申請は不要で給付金を支給していく方法で行われますが、第1項では、支給を希望しない場合は「子育て世帯生活支援特別給付金 受給拒否の届出書（様式第1号）」により届出を行うものとしております。第2項では、支給決定した給付金をつぎの各号に掲げる方式のいずれかにより支給することとしております。第1号の児童手当支給口座振込方式は、児童手当が支払われている者となり、第2号の特別児童扶養手当支払口座振込方式は、特別児童扶養手当のみ受給されている者となります。第3号の指定口座振込方式は、町に支給者の口座情報がない場合などに必要であり、「子育て

世帯生活支援特別給付金支給口座登録等の届出書（様式第2号）」を提出していただくこととしております。第4号の窓口交付方式は、口座振込みが困難である場合に、町の窓口で現金を交付することとなります。

第7条では、本給付金の申請受付開始日と申請期限を定めておりますが、対象者を正しく判断していくためにシステムの導入を考えております。システムの運用は、現時点で10月頃と聞いており、申請受付開始も10月上旬となる予定です。

第8条では、申請による支給の方式について、定めております。申請は「子育て世帯生活支援特別給付金申請書（様式第3号）」により提出していただくこととしております。この場合、同条第3項において、必要に応じて戸籍謄本のほか、様式第4号による収入見込額の申立書、または様式第5号による所得見込額の申立書等を提出させることとしておりますが、これは申請者が第3条に掲げる家計急変者の要件を判断するためのものとなります。

第9条では代理申請について、第10条では支給の決定、第11条では支給等に関する周知について定めております。

第12条では、申請が行われなかった場合等について定めております。同条第1項では、令和6年2月29日までに支給対象者から申請がされなかった場合は、支給を辞退したものとみなす旨定めております。同条第2項では、支給決定後に町が把握する児童手当等の指定口座へ振込み手続きを行ったにもかかわらず、口座解約や変更等により、令和6年3月31日までに支払いが完了できない場合は、支給の契約は解除されるものとする旨定めております。同条第3項では、支給決定後に申請書の不備による振込不能等があり、補正が行われないなどの理由により令和6年3月31日までに支払いが完了できない場合は、申請が取り下げられたものとみなす旨定めております。

第13条では不当利得の返還、第14条では受給権の譲渡又は担保の禁止について定めております。また第15条では補則としてその他必要な事項は、町長が別に定めるものとしております。

資料の49ページ以降は、申請等に必要となる様式を定めております。

様式第1号は第6条関係の「受給拒否の届出書」、様式第2号は同じく第6条関係の「支給口座登録等の届出書」、様式第3号は第8条関係の「申請書」こちらは3ページのものとなります。様式第4号及び様式第5号は第8条関係で申請の際に、必要に応じて提出していただく「申立書」で、それぞれ2ページとなります。

最後に附則として、この要綱は、先に開催されました議会全員協議会にて専決処分のご報告をさせていただいた同事業にかかる事業予算と合わせて、令和5年7月10日から施行するものとし、早急な支給を目指して現在準備を進めております。

なお、本事業は令和5年度限りのものとなるため、令和6年3月31日で、その効力を失うものとしておりますが、第13条で定める不当利得の返還については、この要綱の失効後も効力を有するものとしております。説明は以上となります。

質疑なしー承認

(8) 議案第48号 下諏訪町子育てのための施設等利用給付の認定の手続きに関する規則の一部を改正する規則について

〈北澤課長〉説明

それでは、議案第 48 号下諏訪町子育てのための施設等利用給付の認定の手続きに関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。資料は 58 ページをお願いいたします。

こちらの規則につきましても、内閣府の外局として「こども家庭庁」が創設されたことに伴い、関係法令が改正されたことを受け、当該法令に基づく関係条例中の引用条項を改める一部改正を行いました。

改正の要旨としては、こちらの規則についても、子ども・子育て支援法中、「内閣総理大臣」と「厚生労働大臣」の協議について定める第 19 条 第 2 項が削られることに伴い、これを引用していた箇所の文言の整備を行っております。

つぎに改正箇所について、ご説明申し上げます。60 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条中「法第 19 条 第 1 項 第 1 号」を「法第 19 条 第 1 号」に改めております。

なお、施行につきましても、町の事務遂行上では問題はありませんので、公布の日から施行するものとします。説明は以上となります。

質疑なしー承認

5 報告事項

(1) 専決処分の報告について

〈北澤課長〉説明

それでは、専決処分について報告させていただきます。令和 5 年度下諏訪町一般会計補正予算（第 4 号）につきましても、令和 5 年 7 月 10 日付けで専決処分させていただいたものであります。

最初に、資料下段の「歳出」をお願いします。3 款・2 項・4 目・保育所費の 137 万 6 千円は、町内の保育所 3 園に対して、450 万円の指定寄附を賜りましたので、現場を担当する保育士からの要望が多い、「未満児用食器」、「お散歩兼用の避難車」及び「大型のソフト積み木」を購入するとともに、残りの 312 万 4 千円を保育所管理運営事業費へ充当し、財源振替させていただくものです。

その下になります、5 目・子育て支援費、「長野県子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費」の 269 万 3 千円は、県の施策として、全額県からの補助を受けて実施するもので、食費等の高騰による家計への負担が重い子育て世帯に対し、令和 5 年度の住民税所得割非課税世帯等を対象に、児童一人当たり、一律 3 万円の特別給付金を支給するものとなります。内訳としまして、3 節・職員手当等は、職員の時間外勤務手当、10 節・需用費は消耗品費などで、11 節・役務費は郵便料などです。12 節・委託料の 52 万 5 千円は、管理システムの改修等に係る情報センタへの委託料、18 節・負担金補助及び交付金の 180 万円は、対象者 60 人分を見込んだ特別給付金となります。

次に、お戻りいただき、上段の「歳入」をお願いいたします。17 款・2 項・1 目・児童福祉費補助金の 269 万 3 千円は、長野県子育て世帯生活支援特別給付金給付に対する事業費補助金の 180 万円、同じく事務費補助金の 89 万 3 千円となり、補助率は 10 分の 10 となります。17 款・1 項・7 目・民生費寄附金の 450 万円は、有限会社・新鶴本店・代表取締役社長・河西正憲様から、町内保育所 3 園の運営に対する指定寄附を賜ったものとなります。説明は以上となります。

質疑なしー了承

(2) その他ーなし

6 その他

〈平澤係長〉

次回の定例委員会の日程になります。9月の定例教育委員会につきましては、9月25日（月）午後3時半からとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

7 閉 会 午後5時10分終了

以上、会議の経過を記して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月20日

署名委員 網野 美秀

署名委員 木村 一恵

調整職員 北澤 勝己